



JAF公認 準国内競技

上級者向 SS. (予定をふくむ) 1000km

第三回 日本山岳ラリー

特別規則書

主催 チームルート6 (ROUTE6)

共賛 ワイパレス

本競技会は、チームルート6 (ROUTE 6) の主催により昭和50年9月3-16日 F I A の国際スポーツ
 法典ならびに J A F の国内競技規則及び J A F ラリー小委員会のラリー競技指導要項 に準拠して開催される

1. 競技会の名称 日本山岳ラリー
2. 競技会の種目 四輪自動車によるタイムラリー
3. 主催者 チームルート6
 〒125 葛飾区青戸7-37-1 スピードショップルート6内
 会長 杉本一明
4. 大会役員
 審査委員長 杉本雅一 組織委員長 杉本一明
 競技長 杉本一明 コース委員長 伊藤憲次
 技術委員長 積田秀典 計時委員長 小宮一夫
 事務局長 前田久男
5. 開催期日 昭和50年9月3-16日
6. コース 関東東北 1000km 詳細はルー1ブックで示す。2ステージ制
7. 賞典 1位賞金10万円 2位5万円 3位2万円 4位～位各1万円
 1位～10位まで入賞 チーム賞1位-3位(1チーム3台-5台)
 小排気量 敢斗賞1位～6位 (1300cc以下) 1位3万円 2位15,000円 3位1万円
 表彰式 表彰式は後日エントラントに通知する

8 参加車輛

- A) 本競技会に参加の認められる車輛は一般公道の走行が認められ、かつ安全走行に耐えうる車輛で保安基準に合致していなければならない。
- B) シートベルトとヘルメットを参加人員分必ず装備しなければならない。
- C) 参加車輛は J A F の公認車輛で T、T S、G T、G T S、までの改造が認められる。
- D) 参加車輛は J A F のラリー指導要項 に合致していなければならない。
- E) 主催者は上記基準に合致していない車輛に対しては修正を要求し又は参加を拒否する事ができる。

12. 車輛検査

- A 参加者は主催者が定めた場所で公式車輛検査を終了しなければならない。
- B 公式車輛検査はスタート前及び第1ステージ終了後で行うこともある。
- C 車輛検査はドライバーミーティングの会場でミーティング終了後、公式車輛検査を受けることができる。
- D 車輛検査が不合格となったものは再車検料3000円支払い再車検を受けることができる。
- E 公式車輛検査の際に点検を受けるものは下記のものとする。
 1) 車輛検査証。 2) 自動車損害賠償責任保険証。
 3) J A F ライセンス 4) シートベルト及びヘルメット。
 5) 運転免許証。 6) 赤色旗中電灯。

9. 参加資格

- A) 運転免許証及び J A F 国内 B 以上を参加者全員所持していること。
- B) 本ラリーが公認ラリー初参加でないこと。

10. 参加受付及び締切

- A) 参加申込は所定の申込書に必要事項を記入し参加料をそえて行わなければならない。
- B) 主催者は理由を示すことなく参加拒否の権限を保有する
- C) 参加申込受付期日 8月10日9月4日まで。
- D) 参加申込先 チームルート6 事務局 杉本一明まで
 TEL 690-0600
- E) 本競技会は下記の台数を以て切替る(申込順による)
 50台

11. 参加料…… 一台2名

38000円

追加エントリーは各5000円増

13. ゼッケン番号

- A ゼッケンは主催者の指定したものを使用する。
- B ゼッケン番号の抽選は、ドライバーミーティングの会場で行う。
- C 会場は公式通知で知らせる。

14. ドライバースミーティング

ドライバースミーティング及びゼッケン抽選会場は公式通知で知らせる。

15. スタート及び集合時間 オ1ステージ

- 1) スタート地点及びスタート時刻は公式通知で通知する。
- 2) スタートの順位は、ゼッケン番号と同じとする。
- 3) スタートは1分間隔1台ずつとする。
- 4) オ2ステージ、スタート順位はオ1ステージの成績順でスタートする。

16. 車輛保管

- A オースタージ終了後車輛は、技術委員の指示にしたがって所定の場所に必要時間中保管される
- B 車輛保管場所から車輛の出し入れはすべて競技役員に指示に従って行うものとする
- C 保管中の車輛を修理あるいは点検しようとする場合はその車輛のエントライトがその理由を名記の上再車検料3000円を添えて、指定された時間内に行なうものとする
- D 本条の規定に違反した場合は出場を拒否される

17. 採点シート

採点シートは各参加者が必要事項を記入し、ゴール後30分以内に提出しなければならない。30分以後は1分につき1点の減点をあたえる。

18. チェックポイント (C P)

- 1) C P(スタート地点及びフィニッシュ地点もC Pに含める)の位置は進行方向の左側に設置され、ROUTE 6の表示のある数字によって明示される。(S Sも同様とする)
- 2) C Pに於ては、白線をもって計画ラインを設定する。
- 3) C Pは先頭スタート車の標準通過予定時刻の15分前に開設し最終スタート車の標準通過予定時刻に20分加算した時刻で閉鎖することを原則とする。
- 4) スペシャルステージ(S S)を多数もうける(予定)
- 5) C Pにおいてのクレーンその他C Pにおいて1分以内にさなければならぬ
(主催者側のミスであつても同様とする)

19. 計 時

- 1) 計時は全て計画ラインを前輪が通過した時とする。
- 2) 計時は全て主催者の所持する時計による。
- 3) 計時は1秒単位とし、分未満を切捨てとして記録する。
- 4) C Pにおいてのスタート時刻は、C Pに計時された時刻がスタート時刻となる。~~計時は切捨とする。~~
- 5) 使用する時計はラジオの時報を標準とする。
- 6) 数ヶ所のC Pにおいて秒まで計時する。
- 7) S S. は全て秒まで計時する。1秒につき1/60点とする。

20. 採 点

- 1) 採点は各C P間の実走行時間と標準所要時間の差、遅早1分につき1点の減点とし、算出された各C P間における減点の合計とする。又秒計時区間の減点は1秒につき1/60点とする。
- 2) 順位の設定は減点の少ないものを上位とする。
- 3) 同点の場合は下記の順とする。
- 4) 採点の計算は、各参加者自身にて行う。位し、自己の計算について起因する。採点の不利についての順位に対して主催者はその責を負わない。
- 5) 採点カードが不完全な時は失格とする
- 6) 採点カードの計算に間違いがある時は正しく計算された減点との差を加算する。
- 7) 各C Pにおいてヘルメットをかぶっていない者1名につき1点の減点をあたえる。

21. 失 格 規 定

以下の行為をしたことが競技役員に確認された場合は失格とされる事がある。

- 1) C Pを通過しなかった場合又は採点カードを紛失した時。
- 2) 交通違反をした時。
- 3) 交通事故を起した時。
- 4) 他の競技者を故意に妨害した時。
- 5) 採点カード、採点シートを改ざんした時。
- 6) C Pまたはフィニッシュ発見後停車をした時。
- 7) その他役員の重要な指示に従わない時、及び不正行為を行った時。
- 8) 参加車内にラジオを除く無線機の持込みを行った時。
- 9) 競技中乗員の変更を行った時。
- 10) 採点カードが不完全な時。

22. 罰 則 規 定

- 1) C P又はフィニッシュ発見後、時間調整と見なされる著しい緩速運転を行った場合はその地点の役員に判定により50点の減点とする。
- 2) C Pにおいてはチェックライン通過後10m先に車を止めなかつたものは50点までの減点をすることがある。

23. 棄 権

参加者が途中で競技を中止する場合は役員に申告しなければならない。

24. 損 害 の 補 償

参加者は車輛及びその付属品が破損した場合、及び第三者に損害を与えた場合、その責任は各自が負わなければならない。

参加者はJ A F及び主催者、並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承していなければならない。則ち大会役員はその職務に最善をつくすことはもちろんであるが、参加者の負傷、死亡、その他車輛の損害事故に対してJ A F及び主催者ならびに大会役員は一切の賠償責任を負わない。

25. 抗 議

参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断した時は、これに対して抗議する権利を有する。ただし、本規則に定められた出場拒否あるいは競技役員に判定に対する抗議は受けられない。

抗議は抗議の対象となる理由を具体的に記述して参加者のフィニッシュ到着後30分以内に抗議保証金として一律につき5,000円をそと競技長及び審査委員長をへて審査委員会に文書をもって提出する。

但し、20-4項及び51-67項の項目に関する判定は、そのJ A F又はフィニッシュの責任者の判定を最終的なものとしこれに対する抗議は受け付けない。また道路状況等による交通障害に起因する抗議は受け付けない。

採点カードに関する一切の抗議はサインを受けた地点の競技役員にその場で申し込まなければならない。

競技当日審査委員会の決定が下されない場合は、審査委員会はその決定発表の日時場所を指定して延期することが出来る。抗議保証金はその抗議が成立した場合及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。

成績に関する抗議は暫定成績発表後30分以内にささなければならない。

26. 競技会の中止または延期

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は、審査委員会の決定によって競技を中止又は延期途中取りやめることができる。

27. 附 則

本規則について異議が生じた場合、審査委員会の決定を最終とする。

28. その他

その他の詳細については公式通知をもつて参加者に公示する